

学校教育制度に関する懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市立学校をめぐる諸課題と解決方策について、幅広く議論を行い、今後の学校教育制度に関して検討する、学校教育制度に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 学校教育制度の在り方に関すること。
- (2) その他宇都宮市の教育改革に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、広く教育について見識を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 懇談会は、会長が招集する。

(定足数)

第8条 懇談会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(意見の聴取)

第9条 会長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、宇都宮市教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年5月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行後最初の懇談会は、教育委員会が招集する。